
障がい児通所支援 ガイドブック

芦屋市



令和3年10月改定

障がい児通所支援について

■ 障がい児通所支援とは

児童福祉法により、障がいのある子どもが身近な地域で、適切な支援を受けるための制度です。障害児通所給付費等の支給申請と障害児支援利用計画に基づき、障がい児通所支援のサービスを利用することができます。

対象となる子ども： 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている子ども
難病患者等および療育の必要性が認められる子ども

○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない場合

はじめて利用するかた

- ① 保健センター「こどもの相談」等で発達に何らかの所見があるとされた子ども（保健センターに子育て推進課から照会することがあります。芦屋市立すすく学級に通う場合のみ、医師の診断書または意見書は不要です。）
- ② 病院で発達外来等を受け、療育が必要とされた子ども（医師の診断書または意見書が必要です）
- ③ 転入等により既に他市で療育を受けていた子ども（他市で利用していた療育機関の発達検査結果、所見等が必要です）

継続利用するかた

子どもの成長とともに、年齢に応じた療育の方向性を専門医の見立てをもとに判断する必要から、概ね2～3年ごとにあらためて医師の意見書または診断書の提出をお願いしています。（意見書・診断書の様式は任意です。）

■ 障がい児通所支援の種類と対象となる子ども

サービスの種類	内容	対象
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練や支援等の支援を行います。	就学前の子ども
医療型児童発達支援	肢体不自由がある子どもに、理学療法等の機能訓練等、児童発達支援および治療を行います。	肢体不自由がある子ども
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。	就学中の子ども (原則18歳まで)
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な子どもに対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重度の障がい等により外出が困難な子ども
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある子どもに対して集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	保育所や幼稚園に通園中又は、小学校等に通学中の子ども

■ 申請から利用までのながれ

次の書類を添えて子育て推進課こども係に申請してください。

- ・身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳又は意見書等支援の必要性がわかるもの
- ・障害児通所給付費支給申請書および計画相談支援給付費支給申請書
- ・申請者（保護者）の本人確認書類（運転免許証，マイナンバーカード等）
- ・申請者と子どものマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード，通知カード（氏名・住所が住民票と一致している場合に限る）等）
- ・代理人による申請の場合は，委任状と代理人の身元確認ができるもの



※ 通所支援事業所の見学

見学はいつでも可

通所受給者証

■ 障がい児相談支援

障がい児通所支援の利用前に、障がい児相談支援事業所が、子どもの心身の状況や環境、子どもまたは保護者の意向などを踏まえて、「障害児支援利用計画案」を作成し、子育て推進課こども係に提出し、審査を受けます。

また、通所支援を受けている子どもについて、障がい児相談支援事業所が給付決定期間内に利用計画が適切であるかどうか利用状況や子どもの状況を聞き取り、モニタリング報告書を作成し、子育て推進課こども係に提出し、審査を受けます。

芦屋市内計画相談支援事業所

計画相談支援事業所	手続きする場所
芦屋市社会福祉協議会	保健福祉センター 1F 相談窓口 芦屋市呉川町 14-9 ☎ 31-0692 Fax 32-7529
芦屋メンタルサポートセンター	
三田谷治療教育院	

サービス等利用の F A Q

利用計画って何ですか？

障がいのある子どもの心身の状況や環境、サービスの利用に関する意向を勘案し、生活の中で解決すべき課題や支援の方法を具体的にプラン化して、適切なサービス利用と効果的な問題解決につなげるために作成されるものです。

誰が計画をつくるの？

芦屋市が指定した、相談支援事業所の相談支援専門員が作成します。芦屋市の相談支援事業所は上記のとおりです。

どんなメリットがあるの？

相談支援事業者から、適切なサービス利用の提案を受けられます。本人の目標、ニーズに基づいて計画を作成することで、本人や保護者のニーズに応じて複数のサービスを一体的に利用できます。

計画作成にかかる費用は？

利用者の方が負担する費用はありません。計画を作成した相談支援事業所には、芦屋市から作成費用が支払われます。

モニタリングって何ですか？

相談支援事業所の相談支援専門員が通所給付決定の有効期間内に、サービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、その効果を評価し報告書を作成します。モニタリングの結果により、必要に応じてサービス等利用計画の見直しがあります。

■ 利用者負担額

利用者は障害児通所給付費の1割を負担していただきます。

ただし、世帯の市民税所得割額に応じて、ひと月に負担する上限額が決定され、その月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の費用負担は生じません。

所得区分	負担上限月額	所得区分の認定方法
生活保護	0円	生活保護受給世帯
低所得	0円	市民税非課税世帯に属する者である場合
一般1	4,600円	市民税課税世帯に属する者であって、世帯員全員の所得割合計額が28万円未満の場合
一般2	37,200円	市民税課税世帯に属する者であって、世帯員全員の所得割合計額が28万円以上の場合

■ 就学前障がい児の発達支援無償化

令和元年10月1日から就学前障がい児を対象とした児童発達支援等のサービスの利用者負担額が無償化されています。

対象となる期間：無償化の対象となる期間は、満3歳になって初めての4月1日から小学校入学までの3年間

無償化される費用：児童福祉法に基づく、サービス費用の利用者負担額
※医療費や食費等の実費負担については無償化の対象外です。

手 続 き：無償化にあたり、手続は不要
令和元年10月以降、通所受給者証に「無償化対象」であることが記載されます。

■ 高額障害児通所給付費

同じ世帯に障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の利用者が複数いる場合等で、月に世帯での利用者負担額の合計額が基準額を超えたときに、超えた額を還付します。

対 象 者：同一世帯の中で同一の月に受けた以下のサービスの利用者負担額を合算し、37,200円を超える方

【障がい福祉サービス】 【障害者総合支援法に基づく補装具費】
【介護保険に基づく介護サービス費等】 【障害児通所給付費】

申請方法：該当する方に申請書を子育て推進課こども係から送付し、申請書記入後、子育て推進課こども係に返送し申請してください。後日、指定口座に振り込みます。

■ 多子軽減措置

障がい児通所支援を利用している子どもと生計を一にする兄又は姉がいる場合、障がい児通所支援を利用する就学前の第2子以降の子どもについて利用者負担額が軽減されます。（なお放課後等デイサービスは対象外です。）

- ① 市民税の所得割額（世帯の合算額）が 77,101円以上の場合
通所決定保護者と同一世帯に、保育所・幼稚園等に通園している兄又は姉がいる
- ② 市民税の所得割額（世帯の合算額）が 77,101円未満の場合
通所決定保護者と同一世帯に、兄・姉がいる

軽減額：下記と従来の負担上限月額を比較して低い方を負担上限月額とします。

- ・ 就学前の第2子：障がい児通所支援に係る費用総額の100分の5の額
- ・ 就学前の第3子以降：0円

申請方法：以下の書類を添えて、子育て推進課こども係に申請書を提出してください。

- ・ ①の場合：兄又は姉の幼稚園等の通園証明書
- ・ ②の場合：住民基本台帳上、同一世帯に兄又は姉がいることが確認できる場合は、書類の提出は不要です。



支援をつなぐ「サポートファイル」

サポートファイルは、子どもが生まれてからの成長発達と、生活の中での工夫や困り事などを記録することで、支援を必要としている方が適切な支援を継続的に受けられることを目的にお渡ししているものです。

子どもの成長発達を記録していくことで、保育所（園）、幼稚園、学校など利用機関が変わっても情報が引



き継がれ、支援が途切れないよう、適切なサポートを継続して受けやすくなります。また、過去の記録を振り返るときにも役立ちます。

◆ よくある質問 ◆

Q. サポートファイルをもらっていません。どこで受け取ることができますか？

A. 市役所障害福祉課、子育て推進課窓口の他、保健センター、障がい者相談支援事業（保健福祉センター1F）等でお渡ししています。

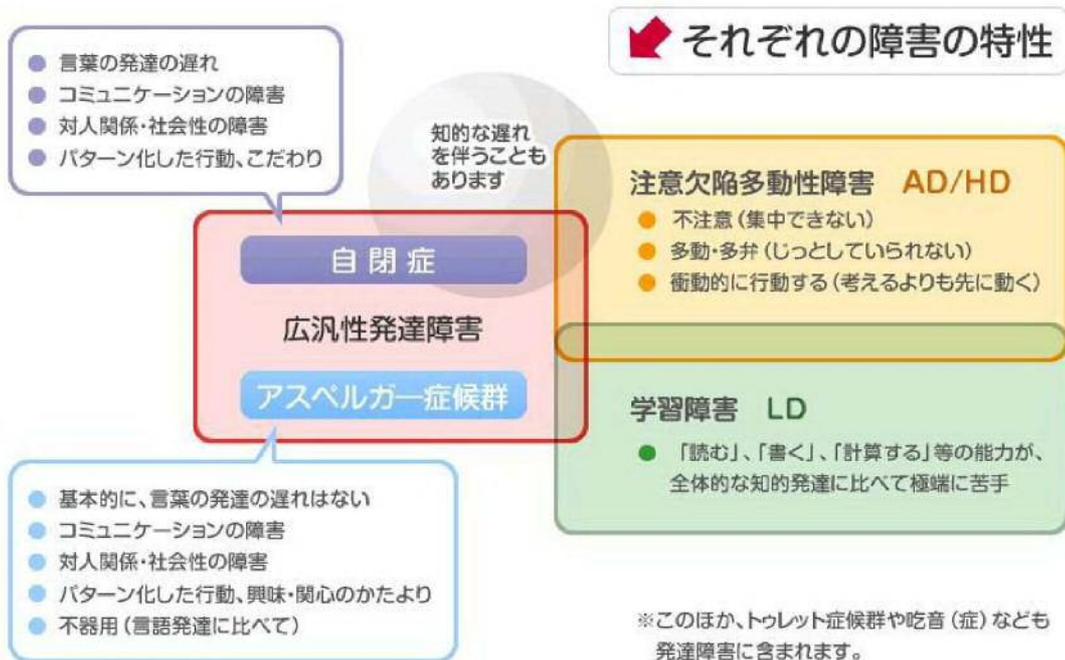
Q. サポートファイルはいつから使い始めたらいいですか？

A. 障害者手帳の所持や診断の有無に関らず、支援を必要とする方が必要性を感じたときからご活用ください。

障がい福祉課 ☎ 38-2043 FAX 38-2160

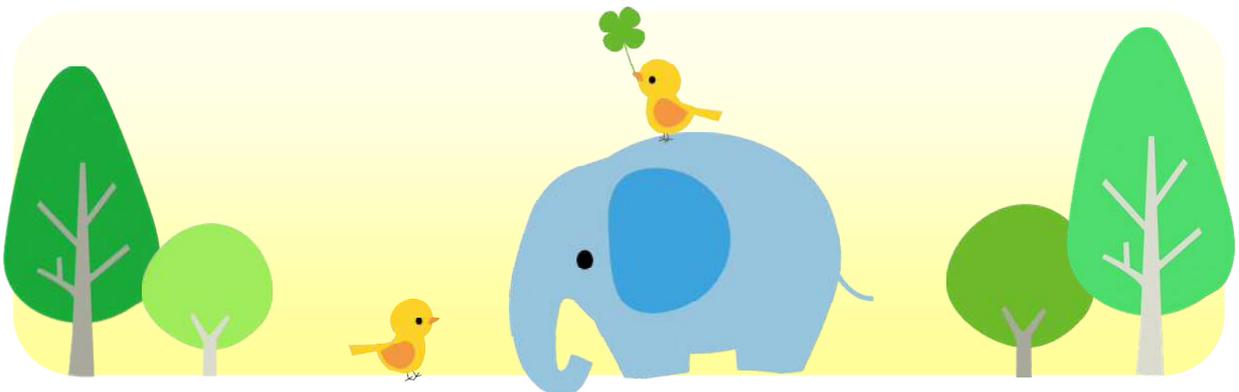
発達障がいって何だろう？

発達障がいは、脳の使い方が他の人と異なることによって生じます。親の育て方や環境が原因で起こるものではありません。外見では分かりにくいので、周囲の人からは親のしつけができていないとか、わがままな子、変わった子などの偏見や誤解を受けることもあります。しかし、周囲の人が子どもが持っている発達の特性を知って、環境や対応方法を工夫して接することで、子どもの生活上や学習上の困難さを軽減できることが分かってきました。そのために、早期発見と早期からの対応が重要です。

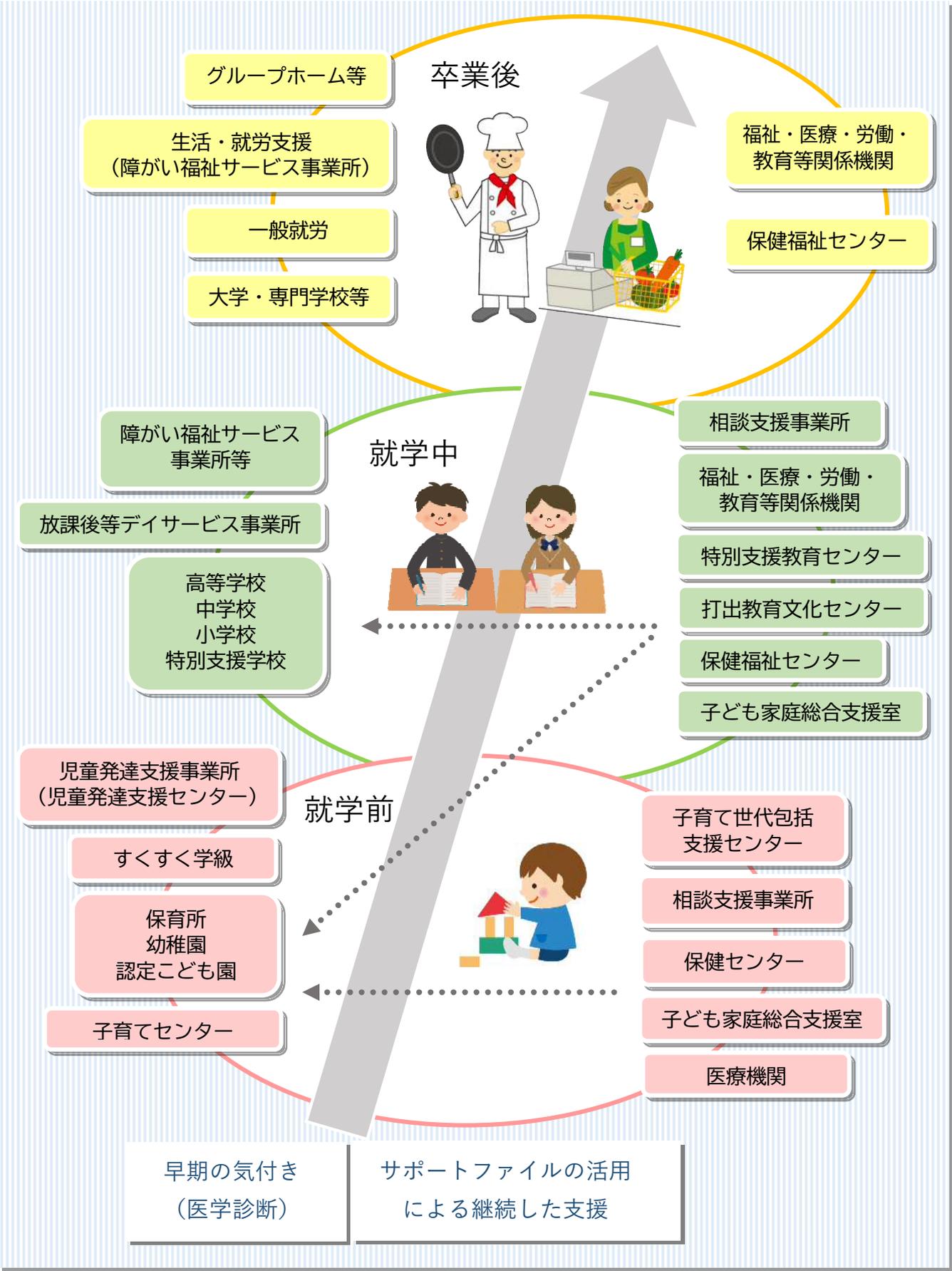


「内閣府広報オンライン」(内閣府大臣官房政府広報室HPより)

発達障がいは、複数の障がいが重なって現れることもあり、障がいの程度や年齢(発達段階)生活環境などによっても症状は異なってきます。発達障がいは多様であることをご理解ください。一人一人の特性に応じて配慮や支援をしていくことが重要です。



ライフステージに応じた支援体制





相談窓口



名 称	内 容	対 象	日 時	連 絡 先	
子育て世代包括支援センター	妊娠、出産、子育てに関する身近な相談窓口として、様々な相談に応じます。	妊娠・出産・0歳～就学前まで	月～金曜日 9:00～17:30	☎	0797-31-0611
				Fax	0797-31-0647
子育てセンター	乳幼児期の子育て全般について相談に応じます。	乳幼児	月～土曜日 9:00～17:30	☎	0797-31-8006
				Fax	0797-31-8006
保健センター	臨床心理士等が子どもの発達について相談に応じます。	就学前の子ども	年 12 回 (要予約)	☎	0797-31-1586
				Fax	0797-31-1018
子ども家庭総合支援室	子ども支援の専門性をもった子ども家庭支援員等が、情報提供や相談等の必要なサポートをします。	18歳未満の子ども	月～金曜日 9:00～17:30	☎	0797-31-0643
				Fax	0797-31-0647
西宮こども家庭センター	子どもに関する様々な問題について、児童福祉司・心理判定員等が診断・判定に基づき指導や援助を行います。また、児童福祉法に基づく施設入所の措置を行います。	18歳未満の子ども	月～金曜日 9:00～17:00 (要予約)	☎	0798-71-4670
				Fax	0798-74-2538
芦屋健康福祉事務所 (芦屋保健所)	心の悩みや不安、精神科全般の相談、家族の相談等に医師が応じます。保健師による相談は随時行います。	子ども全般	第 3 火曜日 (要予約)	☎	0797-32-0707(代)
				Fax	0797-38-1340
学校教育課	不登校・発達障がい・問題行動・友人関係等、学校園における心の悩みのある幼児・児童・生徒及びその保護者からの相談に応じます。	子ども全般	電話:月～金曜日 9:00～17:00 面接:月～金曜日 9:00～17:00 (要予約)	☎	0797-38-2087
				Fax	0797-38-2089
障がい福祉課	障がい福祉に関する各種申請等の受付をしています。		月～金曜日 9:00～17:30	☎	0797-38-2043
				Fax	0797-38-2160
子育て推進課こども係	18歳未満の子どもに関する障がい児通所支援サービスについて、相談・助言を行い、必要に応じて関係機関へ紹介を行います。	18歳未満の子ども	月～金曜日 9:00～17:30	☎	0797-38-2045
				Fax	0797-38-2190
障がい者相談支援事業	障がい種別に関わらず、専門スタッフが様々な相談に応じます。	子ども全般	月～金曜日 9:00～17:30	☎	0797-31-0692
				Fax	0797-32-7529
芦屋市特別支援教育センター	特別支援教育に関する教育相談等に応じます。	子ども全般	月～金曜日 9:00～17:00 (要予約)	☎	0797-31-0654
児童発達支援センター あしやみらい	幼児期から学齢期における発達全般の相談に応じます。	子ども全般	随時 (要予約)	☎	0797-23-3939
				Fax	0797-23-3933

芦屋市こども・健康部子育て推進課こども係

〒659-8501 芦屋市精道町7-6

 (0797)38-2045 FAX (0797)38-2190
